

本校のコロナウイルス感染症対策について

県教育委員会を通して届いた文部科学省からのガイドライン及び学校医からの「校内にウイルスを持ち込まないことが一番大切」という指導の下、校内での感染拡大を防ぐため、本マニュアルを基本として、全職員で協力して対応していきます。

(マニュアルの内容は、状況に応じて順次訂正・追記をしていきますので御承知おきください。)

新型コロナウイルス感染症とは

コロナウイルス感染症とは、ウイルス性風邪の一種です。コロナウイルスにはいろいろな種類があり、人に感染するものはこれまでに6種類発見されており、現在流行しているのは新しいタイプのコロナウイルスです。

★ 感染するとみられる症状

- ① 発熱(本校においては、37.5℃以上)
- ② 風邪症状(せき、鼻水、喉の痛みなど)
- ③ 消化器系症状(下痢、おう吐)
- ④ その他(息苦しさ、けん怠感、味覚・嗅覚異常など)

感染しないことが一番ですが、もしかしたら感染しているかもしれないという意識をもち、少しでも体調に不安がある場合には登校を控えてください。

★ 感染経路

- ① 飛まつ感染…せきやくしゃみなどで出たしぶきにいるウイルスによって感染する。
- ② 接触感染…ウイルスがついているものを触った手で顔や口を触ることで感染する。

三密(密閉・密集・密接)や、不要不急の外出を避けてください。また、石けんを使った手洗い、アルコールを使った手指消毒、マスクの着用も御家庭でお願いします。

児童生徒の体調管理のために

(1) 学校で行うこと

- ・職員は毎朝検温し、体調チェックシートに記録するなど、良好な体調で勤務できるようにします。
- ・登下校の流れについてはP3、4、5、体調不良者への対応はP6を参照してください。
- ・石けんでの手洗い(給食前、体育の授業後、屋外に出たとき、トイレ使用後など)、せきエチケットを励行し、実態に応じてマスクを着用します。(授業においては、屋外で2mの距離が保てる時には、マスクを外して活動をします。)自分で手洗いが難しい児童生徒は、手洗いと合わせてアルコールによる手指消毒を行うなどして対応します。(アレルギーのあるお子さんには配慮します。)
- ・登校時、下校前に検温し、風邪症状、消化器系症状等がないかどうか健康観察を行います。
- ・健康チェック表が確認できない時には、お電話をさせていただき健康状態の確認を行います。(確認が取れるまで授業への参加はできません。)
- ・熱中症対策として、こまめに水分補給をできるようにします。

(2) 保護者の方をお願いしたいこと

- ・お子さんにできる限りマスクの着用をさせてください。
- ・毎朝登校前に検温と健康チェック表の記入をしてください。登校前に発熱、風邪症状、消化器系症状等が見られるときは、自宅で経過観察をしてください。
- ・家族に発熱、風邪症状、消化器系症状やいつもと違う様子が見られる場合は、登校を控えてください。

校内環境について

(1) 教室等の環境整備

- 石けんや消毒用アルコールを配置し、手指衛生を保てる環境を整備します。
※石けんを使った手洗いとアルコール消毒は同等の効果があります。消毒液は限りがあるため、通常は石けんを使った手洗いをを行うよう指導します。
- 適切な環境保持のため、教室等は窓を対角で2か所開け常時換気を行います。状況に応じて衣服による温度調節を行います。(2限後と12時55分に音楽を流し、全校換気タイムを設けます。)
- エアコンを使用している場合においても換気を行います。

(2) 消毒作業

【日常の消毒作業】

●使用します消毒液

消毒箇所に応じて消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、キセキクリーンの消毒液を使用し、適時、消毒作業をします。

●消毒箇所

複数の人の手指が頻繁に触れる場所を重点的に行います。消毒が困難な物品、消毒により破損、劣化が予想されるものについては、使用や共有を避けます。また、唾液等で汚染された場合は、その都度消毒を行います。

消毒場所	消毒箇所
教室 特別教室、体育館 ホール、昇降口	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 電灯スイッチ <input type="checkbox"/> 手洗い場蛇口 <input type="checkbox"/> ドア取っ手部 <input type="checkbox"/> 生徒ロッカー <input type="checkbox"/> 教材ロッカー <input type="checkbox"/> その他、人が触れた箇所
廊下、階段 トイレ	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 水道蛇口 <input type="checkbox"/> 便器レバー、スイッチ <input type="checkbox"/> 便座 <input type="checkbox"/> トイレトペーパーホルダー等

(3) 給食

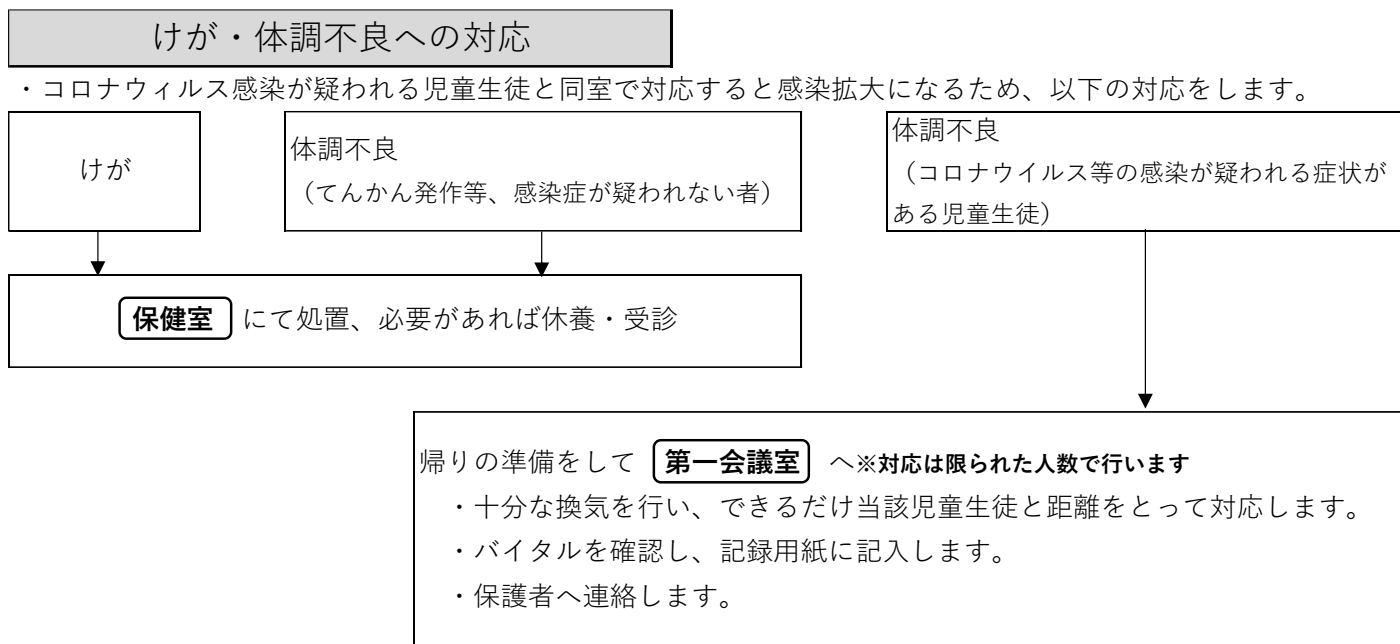
- 給食の配食は職員が行います。下痢、発熱、腹痛、おう吐等の症状がないか、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、配食が可能な体調であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は職員を代えるなどの対応をします。
使用しますエプロンは衛生的に保てるよう洗濯、消毒を行います。
- 食堂は、小学部の児童と中学部の重複障害学級の生徒のみの利用とし、各学年、学級が距離を取って喫食します。
- 中学部通常の学級、高等部の生徒については、教室で喫食をします。
- 喫食の時間中は、換気ができる程度、窓を開けます。(砂、ほこりが入らないように留意します。)
- 児童生徒同士が話をしながら喫食しないように指導し、なるべく距離が保てるように配置して配慮します。

健康観察カード（個人・学級）について

個人の健康観察カード

- ① 家庭から提出された健康観察カードの内容を担当、養護教諭が確認します。
- ② 下校前の体温を記入後、健康観察カードに担任が押印またはサインをして、家庭へ返却します。

けが・体調不良・コロナウイルス等の感染が疑われる児童生徒への対応について



① 感染が疑われる児童生徒への対応

- ・できるだけ他の児童生徒と接触しない最短のルート（できるだけ校舎内を通らない）で第一会議室へ向かうようにします。
- ・他の児童生徒との接触をできるだけ避けるため、迎えの保護者が学校に到着されてから第一会議室を出るようにします。
(駐車場、もしくは校門やバス停に到着したところで学校へ連絡をしてください。)

② 教室の消毒

- ・体調不良者が長時間使用した教室は、原則当日使用しません。スクールバス発車後、消毒作業を行います。

保護者への情報提供について

- ・愛知県教育委員会からの通知により、児童生徒または教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者となった場合のみ、保護者の皆様にメール配信等でお知らせします。(個人が特定される情報は配信しません。) なお、その際は少なくとも三日間は臨時休業措置を講じることとなりますのであらかじめ御了承ください。